

○熊本市予算決算委員会運営要綱（平成22年議会要綱第1号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（分科会の設置）</p> <p>第2条 委員会に次の各号に掲げる分科会を置き、それぞれ当該各号に定める部局等に関連する事項を所管させるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 厚生分科会 健康福祉局、こども局及び病院局</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>（分科会の設置）</p> <p>第2条 委員会に次の各号に掲げる分科会を置き、それぞれ当該各号に定める部局等に関連する事項を所管させるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 厚生分科会 健康福祉局_____及び病院局</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。